

長崎市総合評価一般競争入札実施要綱の運用について

総合評価一般競争入札の実施に当たり、長崎市総合評価一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）の運用について次のとおり定める。

1 要綱第2条関係

- (1) 要綱第2条第2項第1号の技術提案型の対象工事は、概ね予定価格が20億円を超える工事とする。
- (2) 要綱第2条第2項第2号の施工能力型の対象工事は、概ね予定価格が5千万円を超える工事とする。

附 則(平成31年4月1日決裁)

この運用は、平成31年4月1日から施行する。